

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）
代表取締役社長 井上 福造

2 申請年月日

平成30年7月31日

3 変更予定日

認可後、準備が整い次第実施。

4 概要

現行の接続約款では、関門系ルータ交換機能（IPoE方式）に係る接続料は関門系ルータ（ゲートウェイルータ）の設置場所（POI）ごとに設定されている。

今般、当該機能について、接続事業者からNTT東日本に対し、新たに「北関東ブロックPOI」の設置に関する申込があり、NTT東日本から承諾がなされたところである。

現行の接続約款では、当該POIに係る接続料が設定されていないことから、これを追加するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、NTT東日本から接続約款の変更認可申請があったものである。

5 変更内容

（1）変更内容の概要

POIごとに設定されている関門系ルータ交換機能（IPoE方式）に係る接続料について、新たに「北関東ブロックPOI」に係る接続料を接続約款に追加するもの。

（2）追加する手続の提供条件

【追加する設置場所の詳細 **※赤字下線部**】

	POI名	設置場所	接続料（ゲートウェイルータ全体月額）	接続開始予定時期
（参考） 認可済み	東日本集約・東京POI	東京	14,761,667円	現在提供中
	千葉POI	千葉	2,900,583円	平成30年6月提供開始
	埼玉POI	埼玉	3,041,250円	平成30年9月提供開始予定
	神奈川POI	神奈川	3,085,000円	平成30年9月提供開始予定
本件申請対象	北関東ブロックPOI	栃木・茨城	2,856,917円	平成31年3月提供開始予定

6 諮問を要しない理由

本件は、既に接続約款に規定されている他の設置場所に係る接続料と同一の方式で接続料を設定するものであることから、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号（平成20年9月30日）第4項第5項に定める「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの」に該当するため、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問をすることを要しない。